

「緩和ケア研修会開催指針 新旧対照表」 (抄) (赤字の部分が訂正部分)

改正前	改正後 (訂正前)	改正後 (訂正後)
6 緩和ケア研修会の修了証書 (1) e-learning 修了証書の交付について e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示させる。当該修了者は、これを印刷することで修了の交付を受ける。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>送付された</u> e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であることを確認しなければならない。	6 緩和ケア研修会の修了証書 (1) e-learning 修了証書の交付について e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示させる<u>こと</u>。当該修了者は、これを出力することで修了証書の交付を受ける<u>こと</u>。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>当該受講者の</u> e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であること、<u>当該受講者に必要な履修科目を履修していることを確認しなければならない (医師・歯科医師の受講者については、医籍番号を確認し、医師免許を取得後に e-learning を受講していることも併せて確認すること)</u>。	6 緩和ケア研修会の修了証書 (1) e-learning 修了証書の交付について e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示させる<u>こと</u>。当該修了者は、これを出力することで修了証書の交付を受ける<u>こと</u>。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>送付された</u> e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であること、<u>当該受講者に必要な履修科目を履修していることを確認しなければならない (医師・歯科医師の受講者については、医籍番号を確認し、医師免許を取得後に e-learning を受講していることも併せて確認すること)</u>。